

盛岡市立緑が丘小学校「いじめ防止基本方針」

令和8年4月3日改訂

～すべての子供が、生き生きとした学校生活を送るために～

1 いじめ防止に向けた基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。

(H26.9 盛岡市いじめ防止等のための基本方針より)

(2) 本校の基本的な考え方

いじめは「どの学校、どの学級でも起こり得るもの」、「いつでもだれでもが被害者にも加害者にもなり得るもの」という基本認識に立ち、「人権尊重」や「人としての尊厳」を大切にいつくしむだれもが向き合う課題としてとらえていく。

子供一人一人はかけがえない存在として、「生き生きとした学校生活を送る」権利主体であるということを強く受け止め、教職員が一丸となっていじめのない学校づくりに取り組んでいく。そのために、教職員の組織的な連携のもと、愛情をもって子供に接し、いじめを克服する基盤を固め、いじめをしない感性豊かな教育の実現を目指していく。

2 いじめ防止のための方針

(1) 受容と寛容を大切にした教育実践の展開

- ・発達支持的生徒指導を基本として子供の資質・能力を育成する。
- ・子供の気付きや目覚め、改善の意欲を喚起することを大切にし、子供に安心感を与えることで、子供が自己変革のきっかけをつかめるようにする。
- ・規律や規則を尊重しながら、認め合いの風潮を高める学級経営に努める。
- ・小さな実践を積み重ねながら、学校全体の取組として発展させていく。

(2) 支持的風土を基盤とし、子供が参画する学級集団作り

- ・授業で子供が主体的に参加・活躍できる場面を創出し、子供に自己有用感を感じさせ、自尊感情を育む。
- ・学校という共生社会の中で、個人を尊重する人権意識や社会性を身に付けさせるとともに、子供が自己決定や集団決定を繰り返しながら集団が高められるようにする。

(3) 感性豊かな教育活動の具現化と実践の積み重ね

- ・大人としての教師の態度を通して、人間に対する愛情、信頼を養うことを大切にした授業を展開する。
- ・授業の在り方を問い直し、学びを実感する授業について、協同的に改善を積み重ねていく。

3 いじめ防止の対策のための組織と具体的な取組

(1) いじめ防止のための組織

ア 学校経営方針に基づいた年間計画の作成および年度末の反省に係る組織

- ・職員会議及び経営委員会の構成員を充てる。
- ・取りまとめは生徒指導主事とする。（4月、2月実施）

イ 保護者、地域への周知・連携、いじめ対策への外部評価に係る組織

- ・学校運営協議会の構成員を充てる。
- ・取りまとめは主幹教諭とする。（5月、11月、2月実施）
- ・2月に評価を行う。

ウ III期5ステージ、月ごとの計画及び反省に係る組織

- ・生徒指導委員会の構成員を充てる。
- ・取りまとめは生徒指導主事とする。(毎月の生徒指導委員会)

エ いじめやいじめが疑われる行為が認知された場合の組織 (いじめ防止対策委員会)

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。

・校内職員

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、該当学年主任、該当学級担任等

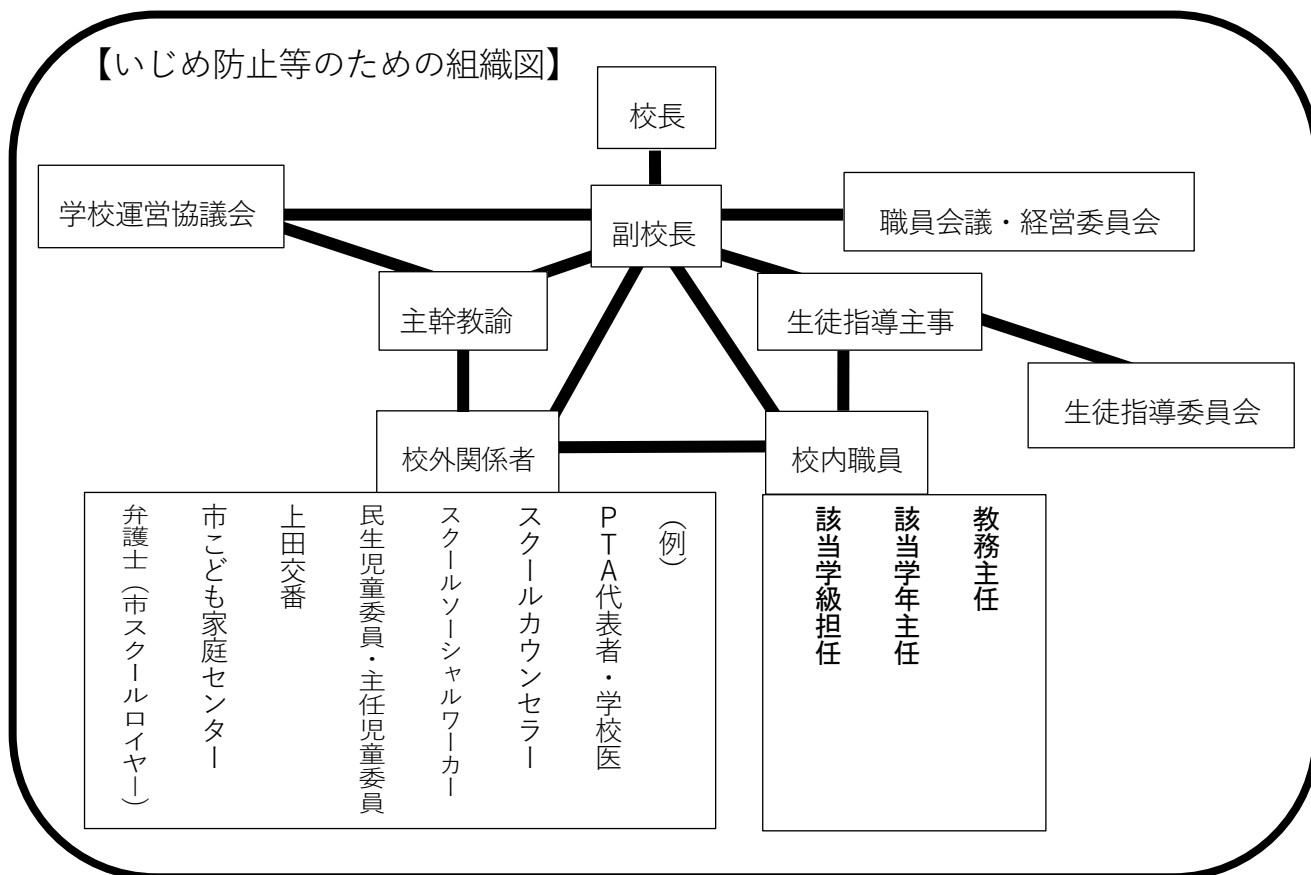
・校外関係者

校長が必要と認めた者

(例) P T A 代表者、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、主任児童委員、その他関係機関

- ・取りまとめは生徒指導主事及び主幹教諭とする。また、校外関係者との連絡調整は副校長及び主幹教諭が行う。(いじめの態様によって対応組織を編成する。)

【いじめ防止等のための組織図】



(2) いじめ防止のための具体的な取組 (年間計画)

期	月	主な学校行事 等	生徒指導に関わる取組	未然防止の取組・各種調査
一学期 S 1	4	始業式・入学式 1年生を迎える会 身体測定、各健診 避難訓練(地震) 児童総会	・生徒指導委員会 ・生徒指導個票の整備 ・個々の児童理解に努める。(家庭調査票・指導要録・引継ぎ) ・児童個別写真撮影、整理 ・生徒指導委員会等で「緑が丘小学校いじめ防止基本方針」についての共通理解を図る。	登校指導・下校指導 登校班長会議 (月1回) なかよしタイム ・授業参観①懇談会 ・学年学級懇談会 ・盛岡市5箇条のスマホルール

一 学 期 S 2	5	交通安全教室（１・３・５年） 修学旅行	・生徒指導委員会 ・個々の児童理解（家庭訪問）	・生徒指導委員会等で共通理解を図る。 ・なかよしタイム
	6	市内陸上記録会 防犯教室 歌声交流会 交通安全教室（２・４・６年）	・生徒指導委員会 ・学習・交友関係等実態把握	・いじめアンケート① ・なかよしタイム ・三校連絡会①
	7	グリーンキャンプ 1学期終業式	・生徒指導委員会 ・個々の児童理解(期末面談)	・学習生活アンケート①
二 学 期 S 3	8	2学期始業式 教育実習	・生徒指導委員会 ・生徒指導研修会（「学校いじめ防止基本方針」及び校内事案についての共通理解） ・個の実態に応じて、児童理解を深める。（期末面談・夏季休業中の様子・学期始めの様子）	・学校評価（中間まとめ） ・第１回生徒指導研修会 ・なかよしタイム ・心とからだの健康観察実施
	9	遠足（１～６年） 市内独唱アンサンブル発表会 ↓ 避難訓練（火災）	・生徒指導委員会	
二 学 期 S 4	10	運動会 煙体験	・生徒指導委員会	・授業参観②、懇談会 ・学年学級経営懇談会 ・なかよしタイム
	11	市内連合音楽会	・生徒指導委員会 ・周りとの関わりについての問題を把握し、よりよい関係づくりを図る。	・教育振興推進協議会 ・民生委員懇談会 ・いじめアンケート② ・三校連絡会②
	12	2学期終業式	・生徒指導委員会	・学習生活アンケート② ・学校評価（保護者）
三 学 期 S 5	1	3学期始業式	・自分や友達によさに気付かせたり、自分の成長を実感させたりする。	・授業参観③、懇談会 ・第２回生徒指導研修会 ・なかよしタイム ・世話人研修会
	2	児童総会 6年生を送る会	・生徒指導委員会	
	3	修了式 卒業式	・生徒指導委員会 ・記録カードを整理し、来年度に引き継ぐ。	

4 いじめの未然防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの未然防止のための取組

子供が、学校生活において幸せを感じられるようにするためには、支持的風土（愛される・褒められる）を基盤とした望ましい集団に所属していることが前提となる。さらには、その集団において、子供一人一人が自分の役割を果たすことが自己有用感（役に立つ・必要とされる）につながるように、発達の特質を踏まえて意図的、計画的に学級づくりをする必要がある。

ア 友達の大変さを実感できるような取組（低学年）

低学年においては、望ましい人間関係を築く態度の基礎を身に付けることができるようにすることが大切であるため、集団で活動する楽しさを味わわせたり、上学年とかかわらせたりする中で、安心感・所属感を高めていくようにする。また、約束やきまりを守ることやよいことと悪いことを自覚することが、みんなで楽しむためには必要であるということを、集団活動を通して理解できるようにし、児童が仲良く助け合ながら学級生活を楽しく送ることができるようにする。

【活動の具体例】

- ・ 係活動（自己有用感の向上）
- ・ 学級会（友達の話聞く大切さの理解）
- ・ 集会活動（目標の共有や反省）
- ・ 異年齢集団活動（協力することの大切さの理解）

イ 集団活動への強い興味・関心や自発的な活動への要求の高まりを生かす取組（中学年）

中学年においては、多様な集団に所属して望ましい人間関係を築く態度を形成するための活動を充実させることが大切であるため、低学年の経験を生かしつつ、大きな集団においても個人と集団が調和的に発達できるようにする。また、相互依存の関係が徐々に高まるように、協同の活動の充実を図り、児童が協力し合っ

【活動の具体例】※低学年の活動例を基本とする。

- ・ 学級会（集団の秩序や規範、活動の方法の決定・意見をまとめる方法の理解）
- ・ 学年スポーツ大会（学級の所属感と目標の共有、学年の連帯感）

ウ 多様な他者を認めることの大切さを実感できるような取組（高学年）

高学年においては、学校の中心的な役割を担うようになる反面、自信が低下して消極的になったり、人間関係に悩んだりする児童も多いため、望ましい集団活動を通して男女が協力するなど、信頼し支え合っ

【活動の具体例】※低・中学年の活動例を基本とする。

- ・ 児童会活動
- ・ キャリア教育（現在および将来の生き方）
- ・ クラブ活動
- ・ 中1ギャップへの配慮（社会的な自立の基礎の確認）
- ・ 学校行事
- ・ 低学年との交流活動（自己有用感と自身の回復）
- ・ 困難を乗り越えて目標を達成する活動（より高い目標をもって様々な役割を分担）

(2) いじめの早期発見のための取組

普段から児童の様子を朝や授業での様子や友達とのかかわり方など児童の様子の変化に気を付けて観察したり、生徒指導にかかわる情報や取組についての紹介を行ったりするなど、児童指導やいじめ・不登校の未然防止・早期発見に努める。

① いじめアンケートの実施（1・2学期 年間2度の実施）

いじめにつながる及びいじめと認められる具体的な事実行為の有無について個別のアンケートを実施することで把握に努める。

- ・ 実施時期……………6月、11月（年間2回）
- ・ 実施対象……………全校児童及び保護者
- ・ 回答方法……………選択及び記述
- ・ アンケート内容……いじめ行為の有無、及びいじめ行為の具体的な情報
- ・ アンケートの集約…担任が集約を行い、生徒指導に報告する。
- ・ 結果の活用……………アンケート内容に関する事実の把握に努めるとともに、問題行動の解決に向けての指導を行う。

② 学習生活アンケートの実施

いじめにつながるような言動や行為は学級の雰囲気にも左右されることが多い。相手を尊重し、認め合うような雰囲気があるかどうか、学級が前向きに学習や生活に取り組んでいる雰囲気があるかどうかをアンケートの実施によって把握に努める。

- ・実施時期……………5月、10月（年間2回）
- ・実施対象……………全校児童
- ・回答方法……………選択
- ・アンケートの内容…学習生活における取組の態度に関わる事項
- ・アンケートの集約…担任が集約を行い、主幹教諭が取りまとめる。
- ・結果の活用……………アンケート結果を受け、学級の状態について把握するとともに望ましい指導の在り方に役立てる。

③ 心とからだの健康観察の活用

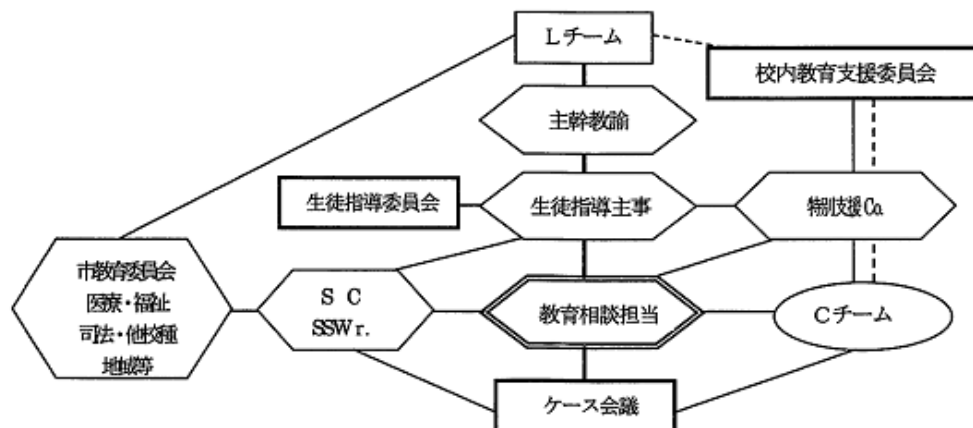
いじめは、どんな子でも加害者、被害者になる可能性がある。友達とのちょっとした行き違いの中で、相手に対しての負の感情を抱え込み、いじめ行為へとつながってしまう場合もあれば、自分の心に抱えたストレスを相手にぶつけてしまう中でいじめ行為が発生してしまうことも考えられる。児童が健全な心の状態で生活しているかどうか把握に努めるとともに、児童自身が自分を見つめる機会を設ける。

④ 日常生活における日記等の活用

児童の心のストレスや悩みなどについて、日記等での担任とのやり取りの中で、いじめにつながるような事実があるかどうかの把握に努める。

⑤ 教育相談の充実

児童の自己実現傾向や抱えている問題を多面的に理解し、児童一人一人に見合った援助方針を定めて、予防的、開発的に援助することで、児童の自己指導力や適応力を育み、自己実現をめざす。



- ※ Cチーム（コラボレートチーム）・・・担任、養護教諭、教務主任、研究主任、保健主事
Lチーム（リーダーチーム）・・・校長、副校長

⑥ 教育研修の充実

年度当初に、「学校いじめ防止基本方針」や、いわて「いじめ」問題対応マニュアルを活用し、一人一人の教職員が、未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことができるよう、校内研修を行う。

生徒指導上の諸問題の理解と解決に向けた方策についての研修を行い、児童理解と指導に役立てる。

⑦ 関係機関との連携

生徒指導上の諸問題の解決に向けて、三校連絡会、盛岡市小学校校外指導連絡協議会、緑が丘地区振興福祉協議会等の関係諸機関と連携を図る。

また、必要に応じて岩手県福祉総合センター等との連携を取る。その場合は、対応組織で検討した上で校長の判断を仰ぐ。その際の関係機関との窓口は、副校長及び主幹教諭とする。

⑧ 家庭・地域との連携

「学校いじめ防止基本方針」及び学校での取組について、保護者や地域に公開し、理解と協力を得られるようにする。

5 重大事態への対応

重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめによる児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

【重大事態の対応フロー図】

重大事態発生

※ 被害児童・保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

教育委員会を通じて、市長へ重大事態の発生を報告

※教育委員会が調査の主体を判断する。

《学校が調査主体の場合》

重大事態の調査組織を設置

＜いじめ防止対策組織＞が調査組織の母体となる。

＜いじめ防止対策組織＞

- ・校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、該当学年主任、該当学級担任等
- ・校長が必要と認めた者

※ 組織の構成については、当該調査の公平性・中立性を確保するため、重大事態の性質に応じて、当該いじめ事案と利害関係を有しない第三者（弁護士、学識経験者、心理福祉の専門家等）が加わる。重大事態に係る調査をどこが行うかは市教育委員会が判断し、市教育委員会の指導・助言を受けながら対応していく。

被害児童・保護者等に対して調査方針の説明を行った上で、事実関係を明確にするための調査を実施

※ 被害児童生徒・保護者等が調査を求める事項等を確認

（他の児童）

複数の教員で聴き取ったり、必要に応じてアンケートを実施したりする。

※ アンケートの目的について、児童・保護者に説明する。

（被害児童）

担任を中心に養護教諭や教育相談係などがサポートに入りながら、事情を聴き取る。

※ 管理職には経過を報告する。

（加害児童）

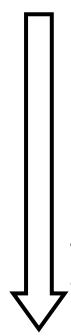
子供が複数いるときは、学年主任など、複数の教員で別々に聞き取る。

※ 管理職には経過を報告する。

聴き取った内容を何度も照合せ、不一致がないように確認を進める。

- ・聞き取りやアンケートによる調査内容がまとまったところで、いじめ防止対策組織は、調査結果をまとめ、今後の再発防止策を明確にする。
- ・外部機関への第一報は管理職が行い、以降担当を決めて、窓口を一本化する。

いじめにかかわった児童及びその保護者へ適切な情報提供・調査結果の説明



いじめ防止対策組織は、被害児童及びその保護者と面談する。保護者の訴えによく耳を傾け、調査結果及び今後の再発防止策・対応方針について説明する。

いじめ防止対策組織は、加害者側への情報提供に係る方針について被害児童及びその保護者に確認したうえで、加害児童及びその保護者に対して、いじめの事実関係について調査結果に基づいて説明する。

- ・関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ・調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会を通じて市長に報告



- ・希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

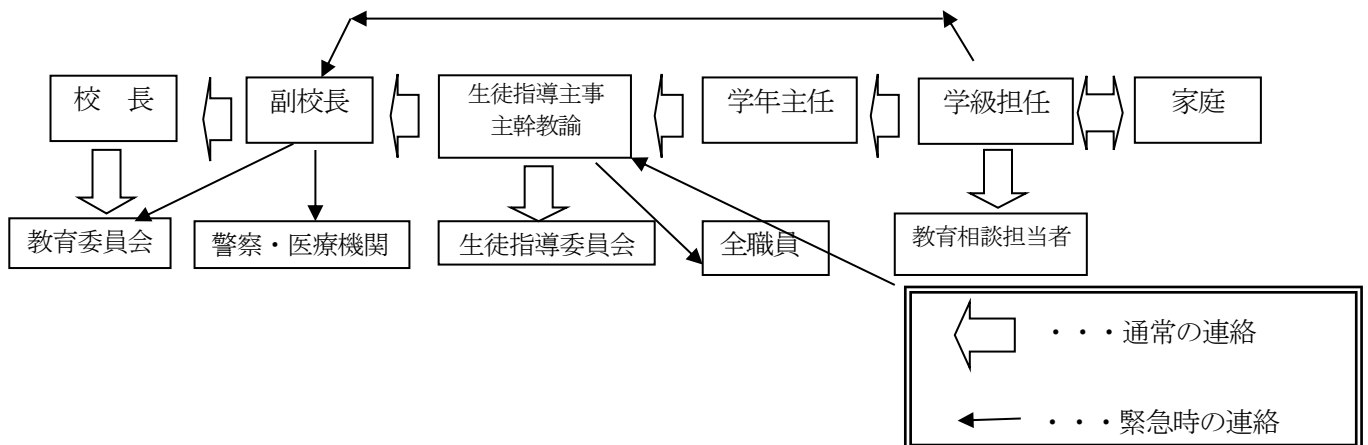
調査結果を踏まえた必要な措置

- ・調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を実施するとともに、被害児童への支援、加害児童への指導を行う。
- ・再発防止に向けた取組の検証を行う。

6 児童の教育上の諸問題への対応

(1) 問題発生時の経路

- ◎ 問題行動が起きた場合や共通理解が必要と思われる児童にかかわることは、原則として下記の経路により報告・連絡・相談を行うものとする。



- ① 基本的な生活習慣にかかわることや学級経営上の諸問題について
学級担任の対応、学年主任を中心とした学年対応を主とし、状況により緊急時の連絡を取る。
- ② いじめについて
担任、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、（特別支援コーディネーター）、養護教諭、教務主任、主幹教諭、副校長、校長等で指導の方向性を協議する。
- ③ 不登校
担任、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、主幹教諭、副校長等で指導の方向性を協議して、校長に報告する。対応については、担任外も含めて対応にあたる。
- ④ その他（学級、学年で対応が難しい場合など）
生徒指導主事を中心に対策組織を編成して対応していく。
＊ 緊急でない限り、問題行動の解決に向けての取組は生徒指導委員会で報告して、全職員に連絡する。

(2) 具体的な事例に基づいたいじめ問題への対応

1 悪口

高学年が出場する市内球技大会への練習に取り組んでいる時期に、選手に選ばれなかった5年女子児童A子が、選手に選ばれた女子児童B子の悪口をスマートフォンアプリ「LINE」で広めた。LINEのグループに属している児童から無視され始めたB子は、原因が分からず徐々に学校も欠席しがちになった。数日後、LINEのグループに属している5年女子児童C子の保護者から学校へ連絡が入り、事実が発覚した。連絡を受けた担任は生徒指導担当教諭に報告し、対応を相談した。

●危機発生時の対応

① 状況把握

- ・生徒指導担当教諭は、主幹教諭・副校長・校長へ状況を報告する。校長は、関係教職員と早急に会議を開き、情報の収集・今後の指導方針等基本的な対応を決定する。その後、担任・学年主任等関係者へ指示伝達を行う。

② 情報の収集

- ・学校へ連絡を入れてくれた保護者からLINEでのメールのやり取りがどのような内容だったか、いつからか、関わっている児童は誰か等、情報源は口外しないことを約束した上で聞き取る。

③ 緊急措置

- ・収集した情報を速やかに学年主任・生徒指導担当教諭・主幹教諭・副校長・校長へ連絡する体制を整備する。また、収集した情報を基に、生徒指導担当教諭・主幹教諭・副校長・校長は、該当する児童への指導方針を決定し、担任・学年長へ指示伝達を行う。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

- ・調査を基に、悪口を広めた原因や事態の問題点を明らかにし、それらの反省と今後の予防策について、教職員の共通理解を図る。

② 支援・援助

- ・学校を欠席しがちになっている児童に対して、保護者と連携を図りながら家庭訪問を通して心のケアに努める。B子が最も不安に思っていることを解消できるよう指導し、保護者も安心して送り出せるよう報告に努める。
- ・悪口を広めたA子の不満に思う気持ちを解消できるように、またA子がしてしまった事の重大さを理解できるように担任・学年長・生徒指導担当教諭で連携しながら指導する。
- ・A子とLINEのグループになっている児童が、A子の気持ちとB子の気持ちが理解できるように指導していく。B子が安心して学校に来ることができるよう環境をつくり、またA子を排除するような心情に至らないよう指導する。
- ・道徳・学級活動・球技大会の練習等の時間に、児童の日頃の思いを汲み取れる場をもつ。
- ・日頃から児童の悩みや不安、願いを聞き、必要な支援・指導を行う。

③ 再発防止

- ・授業や休み時間・週末日記等で、児童の行動や友人関係、日頃感じていることを情報収集し、教員間で情報を共有し、学年全体で支援・指導していけるようにする。
- ・スマートフォンやインターネット（SNS）等の利用ルールや安全な使い方について家庭へも啓発する。

●危機の予防対策

① 校内体制の確立

- ・教職員の認識を高める取り組みや、児童の言動や家庭環境などに関する情報を共通理解する取り組みをし、早期発見につなげる。

② 教育相談の充実

- ・定期的な教育相談や、教員からの積極的な声掛け等、児童が気軽に悩みや不安を話すことができるような環境作りに努める。児童が担任に相談しやすい場（一言日記等）を作り、早期発見に努める。

③ 保護者との連携

- ・保護者が児童の言動で気になることがあればすぐに相談できるよう窓口を明確にする。また、児童に携帯電話を持たせることに対して、安全な使い方や危険性を示した情報を示し、各家庭で約束を決めてもらうようにする。保護者の管理のもとで携帯電話が使われるよう、啓蒙に努める。

2 自殺予告（手紙）

女子児童の5人グループにおいて、5年生の3学期に起こったC子とD子の些細な言い争いをきっかけに、C子がD子の悪口を言うようになった。その後陰での悪口がエスカレートし、グループ全員でD子の悪口を言ったり無視したりするようになった。6年生になっても関係は改善せず、また、他のグループからも敬遠されたため、D子は一人で過ごす日々が続いていた。夏休み前のある日、グループの中で一番おとなしいE子にD子から自殺をはのめかす手紙が届いた。驚いたE子が母親に知らせ、E子の母親から学校へ連絡が入り、事実が発覚した。連絡を受けた担任は学年長と生徒指導担当教諭に報告し、対応を相談した。

●危機発生時の対応

① 状況把握

- ・生徒指導担当教諭は、主幹教諭・副校長・校長へ状況を報告する。校長は、関係教職員と早急に会議を開き、情報の収集・今後の指導方針等基本的な対応を決定する。その後、担任・学年主任等関係者へ指示伝達を行う。

② 情報の収集

- ・学校へ連絡を入れてくれたE子の母親から、手紙の詳しい内容と、いつから・何をきっかけに仲間外れが始まったか、これまでのグループの様子等を聞き取る。

③ 緊急措置

- ・D子の保護者に連絡を取り、D子の安全を確保するとともに、手紙の内容を知らせて今後の対応を約束する。
- ・収集した情報を速やかに学年主任・生徒指導担当教諭・主幹教諭・副校長・校長へ連絡する体制を整備する。また、生徒指導担当教諭・主幹教諭・副校長・校長は、収集した情報をもとに該当する児童への指導方針を決定し、担任・学年主任へ指示伝達を行う。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

- ・調査をもとに、自殺予告とそれにつながったと思われる仲間外れの原因や問題点を明らかにし、それらの反省と今後の予防策について、教職員の共通理解を図る。

② 支援・援助

- ・自殺予告をしたD子に対して、保護者と連携を図りながら、家庭訪問を通して、自殺防止を含めた心のケアに万全を期す。本人の心情を受容するように接したり、自殺予告の原因となった事態を改善できるように指導したりすることでD子の不安を解消するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と相談しながら対応する。また、保護者が安心して学校に送り出せるよう報告に努める。
- ・仲間外れの中心となったC子の話を十分に聞くことで気持ちが落ち着くようにするとともに、C子がしてしまった事の重大さを理解できるように、担任・学年主任・生徒指導担当教諭で連携しながら指導する。
- ・C子と一緒に仲間外れをしていた児童に対して、些細な気持ちでしたことが相手を深く傷つける事もあることを指導し、互いの関係を修復する手助けをしていく。特に、D子が助けを求めたE子との関係を注意深く見守る。
- ・道徳・学級活動等の時間も活用し、児童の思いを汲み上げたり悩みや願いを聞いたりする時間をもつ。

③ 再発防止

- ・授業や休み時間・週末日記等を通して、児童の行動や友人関係、日頃感じていることを情報収集し、教職員間で情報を共有し、学年全体で支援・指導していけるようにする。

●危機の予防対策

① 校内体制の確立

- ・教職員の認識を高める取組や、児童の言動や家庭環境などに関する情報を共通理解する取組をし、早期発見につなげる。

② 教育相談の充実

- ・定期的な教育相談や教員からの積極的な声掛け等、児童が気軽に悩みや不安を話すことができる環境作りに努める。また、児童が担任やスクールカウンセラーなどに相談できる機会（一言日記やアンケート、相談用紙）を設け、早期発見に努める。

③ 保護者との連携

- ・保護者が児童の言動で気になることがあればすぐに相談できるように窓口を明確にする。また、保護者との連絡を密にし、相談しやすい関係づくりに日頃から努める。

【参考資料】

- ・「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日・文部科学大臣決定）
- ・生徒指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくり」（平成25年11月・国立教育政策研究所）
- ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布・同9月28日施行）
- ・平成25年度「いじめ問題対策委員会」資料及び議事録（平成26年2月・盛岡市教育委員会）
- ・岩波ブックレット「いじめ問題とどう向き合うか」（平成19年3月・尾木直樹著）
- ・いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル（平成30年3月改訂版）
- ・「生徒指導提要」（令和4年12月改訂版・文部科学省）